

おかえりなさい！！
ふるさと“筑北”へ

筑北村 Uターン促進事業

筑北村へ移住(Uターン)して住宅の改修等をお考えの皆さまへ

筑北村に村外から移住(Uターン)される方が3親等以内の親族と同居するため住宅改修等を行う場合に、その改修等経費の一部について補助金を交付します。

補助金交付対象者

★令和3年4月1日以後の移住(Uターン)者で次の要件を全て満たしていること

- 1 基準日以後に本村にUターンし住宅改修等を行い、その住宅に居住している(する)方
- 2 本村に5年以上居住する意思があり、生活の本拠がある(をおく)方
- 3 住民登録時において20歳以上満65歳未満である方
- 4 転入日前5年間に於いて本村の住民基本台帳に登録されていない方
- 5 市区町村民税等に滞納がない方

※ 申請書類の提出により、すべての要件を満たしているか判断します。

※ 過去に同種の補助金交付を受けたことがある場合は対象になりません。

補助対象経費等

Uターン者が居住(近居)する住宅の改修等経費(近居するための新築を含む)

補助金額

住宅の改修等経費(新築経費を含む)総額の1/2以内で30万円を上限額として助成
(例1:改修等経費1,000,000円×1/2=500,000円 → 助成額300,000円(上限額))

(例2:改修等経費 200,000円×1/2=100,000円 → 助成額100,000円)

補助金申請の流れ

補助を受けようとする年の4月から12月までに申請してください。

(交付決定を受けた年度の3月末までに改修等工事を完了する必要があります。)

新築の場合は別途ご相談ください。)

申請書類・添付書類については、村ホームページから入手するか企画財政課窓口までご連絡ください。申請書類の審査を行い、交付決定(確定)通知を発行します。工事完了後に請求書を提出していただき補助金を交付します。

※村では、住宅改修等の有無にかかわらず、Uターン者一人当たり3万円のUターン促進補助金を交付しています。同じ世帯に属するお子さんがいる場合は1万円を加算します。詳しくは住民福祉課又は企画財政課窓口までご相談ください。

【問合せ先】

筑北村 企画財政課 企画財政係

Tel 0263-66-2111

Fax 0263-66-3370